資料編

１．（仮称）西部地域複合施設におけるミュージアム系機能検討委員会 委員名簿

（敬称略）

■委員会

役職	氏名	現職
委員長	東澤　昭	文化商工部長
委員（6 名）	鈴木　達	文化商工部 図書館担当部長
	八巻　規子	文化商工部 文化デザイン課長（事務局兼務）
	矢作　豊子	文化商工部 学習・スポーツ課長
	樋口　友久	文化商工部 図書館課長
	柴　俊之	文化商工部 文化観光課長
	田中　真理子	施設管理部 施設計画課長

■専門部会

①郷土資料専門部会

役職	氏名	現職	専門
部会長	新井 勝紘	専修大学文学部教授	日本近現代史
部会員	小川 直之	国学院大学文学部教授	日本民俗学
	蔵持 重裕	立教大学文学部教授	日本中世史
	古泉 弘	東京都教育庁地域教育支援部管理課	近世考古学
	中野 達哉	駒澤大学文学部教授	日本近世史
	浜田 弘明	桜美林大学リベラルアーツ学群教授	地理学・博物館学

郷土資料専門部会　幹事

役職	氏名	現職
幹事	八巻　規子	文化商工部 文化デザイン課長
	矢作　豊子	文化商工部 学習・スポーツ課長

②美術専門部会

役職	氏名	現職	専門
部会長	原田 光	岩手県立美術館館長	日本近現代美術史
部会員	青木 茂	文星芸術大学特任教授	日本近代美術史
	土方 明司	平塚市美術館長代理兼学芸主管	美術
	山梨 絵美子	東京文化財研究所 近・現代視覚芸術研究室長	日本近代美術史

美術専門部会　幹事

役職	氏名	現職
幹事	八巻　規子	文化商工部 文化デザイン課長

③文学・まんが専門部会

役職	氏名	現職	専門
部会長	宮瀧 交二	大東文化大学文学部准教授	博物館学・日本史
部会員	小池 智子	世田谷文学館学芸員	近代美術・近代文学
	伊藤 榮洪	豊島区図書館専門研究員	郷土史・文学
	高瀬 西帆	サンライズ社 びぃーゆ編集長	郷土史・文学

文学・まんが 専門部会　幹事

役職	氏名	現職
幹事	八巻　規子	文化商工部 文化デザイン課長
	樋口　友久	文化商工部 図書館課長

■事務局

担当	氏名	現職
委員会及び３専門部会総括	阿部　治子	文化デザイン課 文化施策担当係長
委員会及び３専門部会総括	小島　信子	文化デザイン課（学芸員有資格者）
美術専門部会	澤田　京子	文化デザイン課 文化施策担当係長
美術専門部会	小林　未央子	文化デザイン課（学芸員有資格者）
郷土資料専門部会	飯島　眞	学習・スポーツ課 郷土資料館長
郷土資料専門部会	秋山　伸一	学習・スポーツ課 郷土資料館 学芸員
郷土資料専門部会	福岡　直子	学習・スポーツ課 郷土資料館 学芸員
郷土資料専門部会	横山　恵美	学習・スポーツ課 郷土資料館 学芸員
文学・まんが専門部会	新井　清士	図書館課 図書館経営担当係長
文学・まんが専門部会	宮下　けい子	文化観光課（学芸員有資格者）

２．（仮称）西部地域複合施設におけるミュージアム系機能検討委員会 設置要綱

〔 平成 22 年 8 月 17 日
文化商工部長決定 〕

制定　平成 21 年 9 月 15 日
改正　平成 22 年 7 月 21 日
改正　平成 22 年 8 月 17 日

（目　的）
第１条　（仮称）西部地域複合施設におけるミュージアム系機能について総合的な視点から調査、検討するため、（仮称）西部地域複合施設におけるミュージアム系機能検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、「豊島区西部複合施設における文化拠点整備計画案（報告）」（平成 21 年 1 月作成）で示された内容を踏まえた上で、ミュージアム系機能における３分野（郷土資料、美術、文学・まんが）に関する事項について、調査・検討を行うものとする。
（構　成）
第３条　委員会は、別表に掲げるものをもって構成する。
２　委員会に、委員長及び副委員長を置く。
３　委員長は、文化商工部長の職にあるものとし、委員会を総括する。
４　副委員長は、委員の中から指名する。
（会　議）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員長が必要と認めるときは、構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。
４　会議は、公開とする。ただし、委員会が適当でないと認めるときは、この限りでない。
（専門部会）
第５条　委員会は、専門的な事項を検討するための専門部会を開催することができる。
２　専門部会に、専門部会長を置く。
３　専門部会は、検討課題に応じて他の専門部会と合同で開催することができる。
４　複数の専門部会が合同で会議を開催する場合には、委員長が会議を主宰する。
５　郷土資料分野に係る専門部会は、郷土資料館運営委員会へ審議結果を報告する。
６　専門部会には、委員のほか、委員会が必要と認める者を参加させることができる。
（事務局）
第６条　委員会の庶務は、文化商工部文化デザイン課において処理する。
（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。
附則
この要綱は、平成２１年９月１５日から施行する。
附則
この要綱は、平成２２年７月２１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２２年８月１７日から施行する。

別表（３条関係）
委員会

職
文化商工部長
文化商工部 図書館担当部長
文化商工部 文化デザイン課長
文化商工部 学習・スポーツ課長
文化商工部 図書館課長
文化商工部 文化観光課長
施設管理部 施設計画課長

３．（仮称）西部地域複合施設におけるミュージアム系機能検討委員会 開催経過

■ **委員会**（全 10 回開催）

開催日	回	主な検討内容
平成 22 年 8 月 10 日	第１回	・開設までの全体スケジュールの確認 ・平成 22 年度の検討体制・課題・審議スケジュールについて ・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」の目次案について ・文化拠点の理念について ・ミュージアム系機能のコンセプト・法的位置づけ・事業計画・管理運営計画について
平成 22 年 9 月 7 日	第２回	・文化拠点の理念について ・ミュージアム系機能のコンセプト・法的位置づけ・事業計画・管理運営計画について
平成 22 年 9 月 29 日	第３回	・文化拠点の理念について ・ミュージアム系機能のコンセプト・法的位置づけ・事業計画・管理運営計画について
平成 22 年 10 月 28 日	第４回	・必要諸室・設備について ・第１回各専門部会の議題について
平成 22 年 11 月 25 日	第５回	・第１回各専門部会の審議要旨について ・第２回各専門部会の議題について
平成 22 年 12 月 16 日	第６回	・美術分野・郷土資料分野の合同専門部会及び第２合同専門部会の審議要旨について ・必要諸室・設備について
平成 23 年 1 月 7 日	第７回	・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」中間報告（案）について ・諸室の動線及び関係性ついて
平成 23 年 1 月 27 日	第８回	・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」（本編）全体の検討 ・資料編について
平成 23 年 2 月 9 日	第９回	・専門部会員の意見を踏まえた「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」（本編）の見直し
平成 23 年 3 月 10 日	第１０回	・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」の策定 ・今後の予定について

■ **専門部会**（全 10 回開催）

合同専門部会

開催日	回	主な検討内容
平成 22 年 10 月 21 日	第 1 回	・開設までの全体スケジュールの確認 ・平成 22 年度の検討体制・課題・審議スケジュールについて ・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」の目次案について ・文化拠点の理念について ・ミュージアム系機能のコンセプト・法的位置づけ・事業計画・管理運営計画について
平成 22 年 12 月 13 日	美術分野・郷土資料分野の合同専門部会	・レファレンスの体制について ・美術分野と郷土資料分野をつなぐ「アトリエ村」の導入展示について
平成 22 年 12 月 13 日	第 2 回	・各専門部会の審議要旨について ・必要諸室・設備について
平成 23 年 3 月 14 日	第 3 回	・「(仮称) 西部地域複合施設における文化拠点詳細計画」策定報告 ・今後の予定について

※第 3 回は、3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の影響により中止。
部会員への資料送付及び意見聴取をもって代替とした。

郷土資料専門部会

開催日	回	主な検討内容
平成 22 年 11 月 8 日	第 1 回	・必要諸室・設備について ・展示の基本的な考え方 ・常設展示の候補項目について
平成 22 年 11 月 29 日	第 2 回	・各専門部会の審議要旨について ・必要諸室・設備について ・常設展示の候補項目について

美術専門部会

開催日	回	主な検討内容
平成22年11月11日	第1回	・必要諸室・設備について ・展示の基本的な考え方 ・所蔵品展示のテーマについて ・「アトリエ村資料室」について
平成22年12月9日	第2回	・各専門部会の審議要旨について ・必要諸室・設備について ・「アトリエ村」の導入展示について ・レファレンスの体制について

文学・まんが専門部会

開催日	回	主な検討内容
平成22年11月15日	第1回	・必要諸室・設備について ・展示の基本的な考え方 ・豊島区文化資料基礎調査（文学・まんが分野）について ・所蔵資料の現況について
平成22年11月29日	第2回	・各専門部会の審議要旨について ・必要諸室・設備について ・展示テーマについて

４．（仮称）西部地域複合施設整備基本計画（平成 22 年 12 月策定）

第１章　施設整備の背景

１．本計画の位置付け

（１）豊島区基本計画　平成 18 年度～平成 27 年度（平成 18 年 3 月策定）

豊島区基本計画は、平成 15 年 3 月に策定した基本構想を具体化するために、区の各分野における計画を総合的に調整する計画として策定されたものです。

当複合施設整備に関連する内容については以下の通りです。

● **行政サービス等の基盤整備・学校跡地の活用**

区民事務所の再構築

西部区民事務所は、複合施設（区民事務所、保健福祉センター、健康相談所等の機能を併設した施設）の中に設置します。

平和小学校跡地の活用

複合施設（区民事務所、保健福祉センター、健康相談所、図書館、地域文化創造館、地域区民ひろば等の機能を兼ね備えた施設）は、民間活力の手法を用いて整備し、現在の西部保健福祉センター、長崎健康相談所、千早地域文化創造館、千早図書館の各施設は、資産活用を図ります。

※本計画は平成 18 年に策定されたものです。現在、後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）を作成中であり、変更されるものもあります。

（２）未来戦略推進プラン２０１０（平成 22 年 3 月策定）

このプランは、豊島区基本計画の実施計画としての性格を持つものです。また、将来ビジョンとしての「文化と品格を誇れる価値あるまち」の創造に向けた都市経営の戦略であるとともに、民との協働による「豊な公共、スリムな行政」という考えに基づく行政経営の戦略でもあります。
計画期間は、平成 22～25 年の 4 か年で、同プランは、毎年度新たな内容や修正を加えつつローリング（改定）します。

当複合施設整備に関連する内容については以下の通りです。

● 公共施設の再構築・区有財産の活用

平和小学校跡地

26 年度までに、西部区民事務所、西部保健福祉センター、長崎健康相談所、千早地域文化創造館、千早図書館、地域区民ひろばなどの機能を備えた複合施設を整備します。

① 体育館は存続させ、地域文化創造館の一部として位置付けます。
② 施設整備の経費に充てるため、統合した施設については 27 年度以降廃止するとともに、資産活用を図ります。
③ 工事期間中における西部区民事務所の仮事務所は、長崎第三区民集会室（旧第六出張所）に設置します。

２．整備計画地等の状況

（１）計画地の位置

計画地は東京メトロ有楽町線・副都心線千川駅から約 300ｍの、要町通りから少し入った住宅地に位置しています。

【計画地位置図】

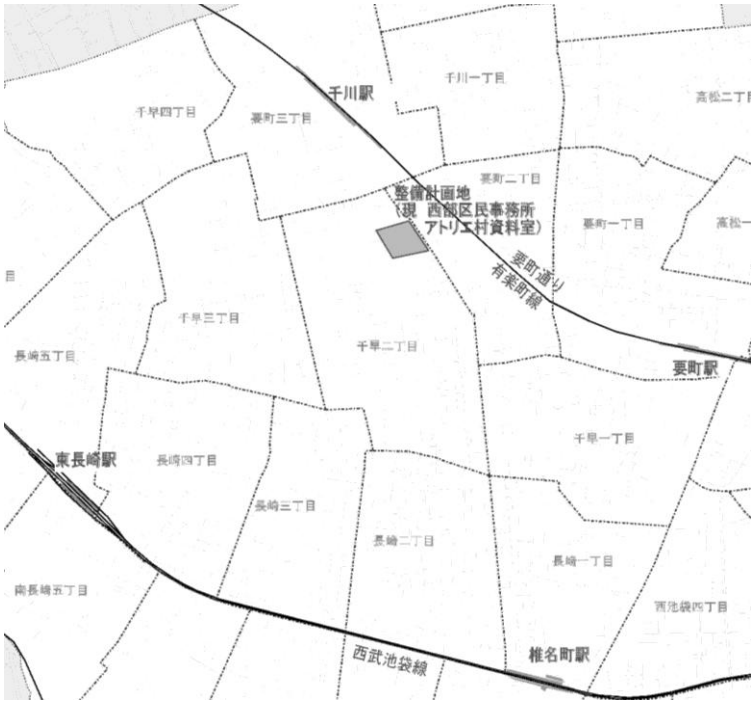

（２）平和小学校跡地の状況

①　地理的状況の現状

計画地は、豊島区西部の千早地域にある旧平和小学校の敷地です。同地は、東京メトロ有楽町線・副都心線千川駅から徒歩５分で、要町通りから住宅地に入った場所に立地しています。

ａ．利便性に優れたアクセス

計画地は、東京メトロ有楽町線・副都心線の千川駅から徒歩 5 分、同要町駅から徒歩 10 分の場所に立地し公共交通の便に恵まれています。計画地に現在ある西部区民事務所や移転する千早図書館、千早地域文化創造館等へのアクセスは自転車が多いことから、不法駐輪による道路交通の危険性を防ぐためにも、施設整備にあたっては、十分な自転車駐輪場を確保する必要があります。

ｂ．周囲の緑空間

敷地北側には、粟島神社、南西側には千早公園、東側には要町通りの街路樹に囲まれており、豊かな緑に囲まれた立地です。

ｃ．静かな住環境

周囲は住宅街となっており、居住者に密着した地域施設が点在しています。本計画では、４つの既存施設を本敷地に移転統合し、地域住民にとって、より利便性の高く、地域に密着した施設づくりが求められます。また、近隣住民のプライバシーに配慮するとともに、周囲の建物の高さに配慮した計画とする必要があります。

ｄ．前面道路の状況

敷地は、要町通りから一本住宅地側に入った通り沿いにあり、敷地の四辺が道路に接しています。最も狭い道路で幅が 5.97m、広い道路で幅が 7.21m です。ガードパイプにより歩車分離されていますが、来所者や歩行者にとって、夜間も含めさらに安全な歩行空間になるよう、敷地隅部のオープン化や照明の設置を図る必要があります。

【図２　敷地の特徴】

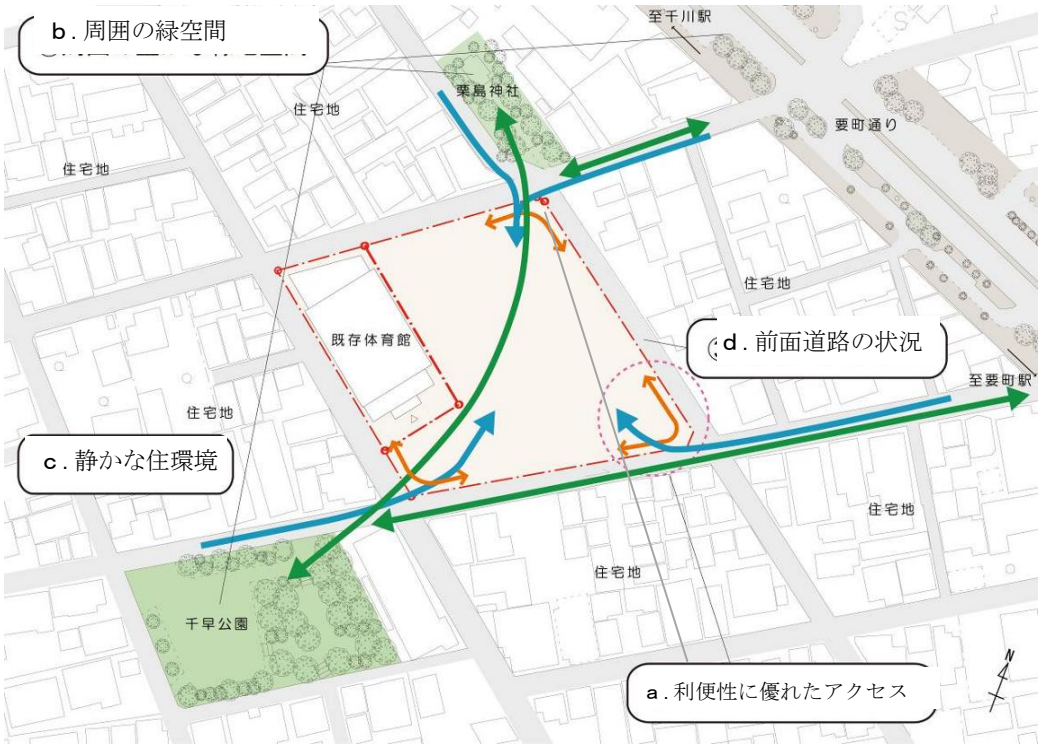

②　現状の施設と活用状況

ａ．現況の施設概要

住所	豊島区千早２－39
敷地面積	5, 699 ㎡
旧校舎	鉄筋コンクリート４階建 昭和 46 年建築 延床面積 3, 059 ㎡
体育館	鉄骨鉄筋コンクリート２階建 昭和 63 年建築 延床面積 968 ㎡
その他	プール（15m×25m）等

ｂ．現況施設の活用状況

旧平和小学校は、現在、西部区民事務所としての利用や、空き教室の地域開放事業、また救援センターとしての役割を果たしています。本計画では、そうした利用状況を引き継ぎながらも、他施設の併設を通じて、より使いやすく区民に開かれた施設づくりを行う必要があります。

現状の旧小学校の利用状況については、以下のとおりです。

・西部区民事務所

区民課、税務課等の業務の一部を取り扱っており、豊島区西部に在住する区民の身近な施設となっています。住民記録の届出や、住民票の写し、現況届、印鑑登録証明書等の各種証明書の交付等の業務を取り扱っています。

・施設開放事業

旧平和小学校は、空き教室(図書室、音楽室、体育館)を利用して区民に活動の場を提供しています。

・救援センター機能

旧平和小学校は、救援センターに指定されています。(仮称)西部地域複合施設建設後も、災害時の避難場所として機能します。

・ロケーションボックス

区民の利用に支障がない範囲で、教室、体育館、校庭等を撮影用に貸出しています。

・アトリエ村資料室

豊島区と「アトリエ村資料室の会」が協定を結び、西部区民事務所３階の旧家庭科室及び家庭科準備室において、「長崎アトリエ村」「池袋モンパルナス」に関する資料を協働で収集・保管し、原則として毎週土・日曜日の午後に公開・展示しています。

第２章　施設整備の基本方針

１．施設整備基本方針と跡地活用方針

（１）施設整備基本方針

- ◆ 旧校舎を解体し、地上４階、地下１階建ての規模の複合施設を建設します。
- ◆ 既存体育館は存続させ、新設の複合施設と一体的な活用を図ります。
- ◆ 西部区民事務所は、建設中は仮移転し、複合施設を整備後に同施設へ配置します。
- ◆ 千早図書館、千早地域文化創造館、西部保健福祉センターは、複合施設に移転します。
- ◆ 長崎健康相談所は、池袋保健所に保健・健康機能を集中・強化し、複合施設に健康づくり支援機能のスペースを確保します。
- ◆ 郷土資料館は、複合施設に移転し、（仮称）芸術文化資料館として機能を充実させます。
- ◆ 複合施設に（仮称）区民ひろば要を新設します。

（２）既存施設跡地等の活用方針

①千早図書館

資産活用を図るため、高さ 10m以下の戸建て住宅又はファミリー向け共同住宅の整備を条件として売却します。

②千早地域文化創造館

資産活用を図るため、高さ 10m以下の戸建て住宅又はファミリー向け共同住宅の整備を条件として売却します。

③長崎健康相談所

社会福祉法人等への貸付により、小規模特養老人ホーム等の整備を図ります。

④西部保健福祉センター

引き続き区の事務所として活用します。

⑤郷土資料館跡スペース

勤労福祉会館７階の郷土資料館のスペースの活用については、今後検討していきます。

【移転施設位置図】

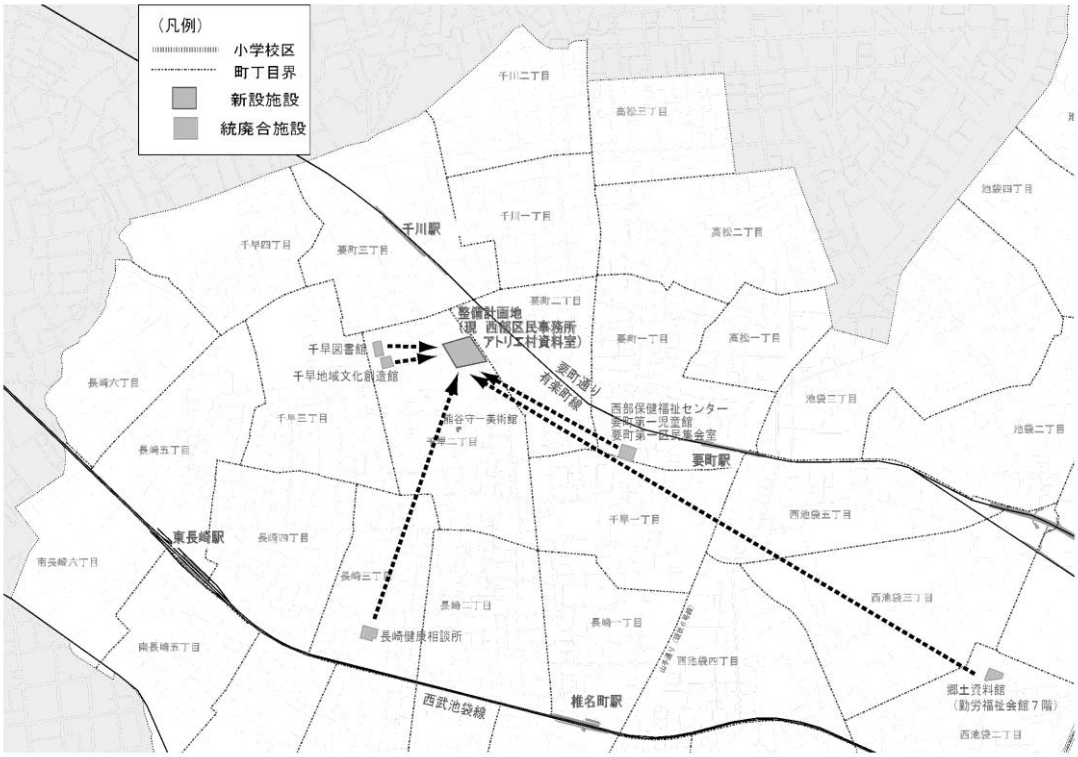

【移転施設の現況】

施設名	住所	土地面積	建物現況
千早図書館	千早２－44－2	1,036 ㎡	鉄筋コンクリート 地上２階、地下１階建 昭和 46 年建築 延床面積 1,142 ㎡
千早地域文化創造館	千早２－35－12	956 ㎡	鉄筋コンクリート 地上２階、地下１階建 昭和 48 年建築 延床面積 1,096 ㎡
西部保健福祉センター	要町１－5－1	1,308 ㎡	鉄筋コンクリート 地上２階、地下１階建の１階 延床面積 421 ㎡の一部分
長崎健康相談所	長崎３－6－ 24	1,499 ㎡	鉄筋コンクリート 地上２階、地下１階建 昭和 53 年建築 延床面積 1,964 ㎡
郷土資料館	西池袋２－37－4	995 ㎡	勤労福祉会館 （鉄骨鉄筋コンクリート地上７階、地下２階建）の７階 施設面積 560 ㎡

（３）その他

西部区民事務所は、複合施設建設時に、長崎第三区民集会室（長崎 2-27-18） １階及び同所地下の一部（現在区民ひろばで使用中）へ仮移転をします。

【西部区民事務所仮移転先】

２．施設整備のコンセプト

（１）西部地域における行政サービス・地域コミュニティ拠点の確立

（仮称）西部地域複合施設（以下「複合施設」）には、区民事務所、保健福祉センター等を設置し、新庁舎に準ずる多様な行政サービスを提供します。

また、複合施設は、地域の様々な世代が多様な目的で訪れる施設です。複合施設では、区民ひろばや集会室等の利用により多世代交流や情報の交換が活発に進むよう、開放的で誰もが利用しやすい施設整備、施設運営を行い、地域コミュニティの拠点を確立します。

（２）郷土の歴史文化を次世代に伝える新しい文化拠点の確立

複合施設では、ミュージアム系機能・図書館系機能・公民館系機能の３つの機能から形成される文化拠点を整備し、子どもたちが自分の住んでいる地域に誇りをもてるよう、郷土の歴史文化を伝え地域の文化資源を後世に継承していくとともに、区民の文化活動や生涯学習の機会を提供します。（１３ページ参照）

また、複合施設の特性を活かし、文化拠点を構成するミュージアム系機能・図書館系機能・公民館系機能の連携と融合のもと、区民とともに新しい文化価値の創造を目指します。

（３）公共施設の集約化、複合化による区民の利便性向上

複合施設では、公共施設の集約化による行政窓口のワンフロアー化やＩＴ化の推進により、行政手続きやサービス利用における区民の利便性を向上させます。

また、同施設では、一つの施設で、行政手続き、多世代交流、文化・学習活動といった様々な用途での利用が可能になります。

さらに、複合化することにより、諸室は可能な限り共有化し、無駄の少ない施設づくりを目指します。

（４）安全でゆとりと潤いのある施設

複合施設では、地域の活動拠点として、施設内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮します。さらに、誰もが利用する施設として、ユニバーサルデザインに十分配慮し、わかりやすく利用しやすい配置とします。

また、同施設では、敷地内や建物内及び外部からの見通しを確保し、外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止できる安全性や防犯性の高い施設とします。震災時においては、救援センターとして地域の救援・救護の拠点となり、各種施設の活動が早期に再開できるよう、施設や設備が十分な耐震性能を保有する施設とします。

（５）環境への配慮及び維持管理経費の軽減

複合施設が、緑のネットワークを形成する拠点となるよう、敷地境界部や屋上等の緑化を進めます。施設の建設にあたっては、環境負荷の少ない建築材料を使用し、太陽光発電等による自然エネルギーの活用を図るとともに、エネルギーの利用効率の高い照明や冷暖房設備を導入します。

同施設では、長寿命の材料、工法の選定や長期的なメンテナンスを考慮した内装材や配線・配管設備の導入により、環境への負担を軽減し、維持管理費用の軽減を図ります。

（６）時代の変化に対応可能な施設整備

複合施設は今後長く使い続けられる仕様にすることが求められています。一方、行政に対する区民の需要は日々変化しています。そのため、将来の新たな区民需要に柔軟に対応できるよう建築計画を行います。

第３章　施設整備計画

１．建築条件

【敷地条件】

所在地	豊島区千早２丁目 39 番
敷地面積	5、699．79 ㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
日影規制	基準日：冬至日の午前８時から午後４時 測定面：平均地盤面から 4mの高さ 規　制：5mを超え 10m以内の範囲は３時間、 10mを超える範囲は２時間
容積率	200％
建ぺい率	70％（角地加算 10％含む）
防火地域	準防火地域
高度地区	東京都第二種高度地区
前面道路	北側：5.97m　東側：5.21m　南側：7.21m　西側：7.17m（道路台帳より）

２．整備する施設と機能の概要

（１）行政サービス機能

①区民事務所機能

・　新庁舎における区民課業務のあり方に併せ、東部区民事務所も含め取扱業務の範囲・開設日・時間等について検討し、区民の利便性を向上させます。

・　ＩＣＴの活用により区民の利便性を向上させます。
（※ＩＣＴとは、情報・通信に関連する技術一般の総称です。）

②保健福祉機能

・　引き続き、地域に密着した高齢者・障害者の総合窓口として機能します。

③健康づくり支援機能

・　各種相談・健康教育・特定保健指導・介護予防事業等、西部地域における健康づくり・介護予防拠点として様々な事業を展開します。

（２）コミュニティ機能

①地域区民ひろば機能

- 子育てひろば・いきいきひろばの設置については、様々な世代や多様な目的を持つ区民が横断的に利用でき、施設全体が交流の場となるようにします。
- 学習ひろば・活動ひろばの設置については、広く地域コミュニティ形成に役立つ施設となるようにします。

②区民集会機能

- 様々な区民活動の拠点とします。
- 集会スペースは可能な限り一か所にまとめ、分割や一体利用がしやすいフレキシビリティに配慮したものとします。
- 集会室予約等については、システムのＩＴ化により区民の利便性を向上させます。

（３）ミュージアム系機能

ミュージアム系機能は、郷土資料分野、美術分野、文学・まんが分野にわたる、資料の収集・保存機能、調査・研究機能、展示機能、教育普及機能を果たす博物館施設として整備します。

①郷土資料分野

- 現郷土資料館を移設して機能充実を図ります。
- 豊島区の歴史・文化を調査・研究し、地域の魅力をわかりやすく伝え、子どもから大人まで世代を超えてすべての利用者が楽しく学び、交流できる場とします。

②美術分野

- 池袋モンパルナスを核とした作家と作品の調査・研究を基本に、作品及び資料の展示を通じて、豊島区の文化財産を広く周知し、地域に開かれた美術ギャラリーを整備します。

③文学・まんが分野

- 豊島区ゆかりの文学・まんがに親しむことができ、文学・まんが作品の鑑賞と、作品への理解を深めるきっかけとなる展示コーナーを整備します。

（４）図書館系機能

①図書館機能

- 現在の千早図書館の活動を継承し、地域に根差した特色あるテーマに関連する図書資料を収集します。
- 友の会活動など、区民活動を支援し、地域に開かれた図書館を目指します。

（５）公民館系機能

①地域文化創造館機能

- 文化的、創造的な、区民の生涯学習活動の場を提供するとともに個人・グループ間の情報交換・発信・交流の拠点となるようにします。
- 特別室（音楽室・美術室・陶芸窯室等）の機能を高めながら、周辺居住環境を阻害しない施設とします。
- 旧平和小学校の既存の体育館を活用し、生涯学習におけるスポーツ活動の場を提供します。

（６）地域防災機能

地域の災害対策拠点として、必要な設備・物資等を配備します。

（７）その他の機能

現在、長崎健康相談所内にある大気汚染測定室を移設します。

３．フロアー構成

フロアー構成、面積等は、今後の検討及び設計により変更する可能性があります。

（１）各機能の想定面積

導 入 機 能	想定面積
（１）行政サービス機能 ①区民事務所機能 ②保健福祉機能 ③健康づくり支援機能	６００㎡
（２）コミュニティ機能 ①地域区民ひろば機能 ②区民集会機能	４００㎡
（３）ミュージアム系機能 ①郷土資料分野、②美術分野、③文学・まんが分野の３分野にわたる、資料の収集・保存機能、調査・研究機能、展示機能、教育普及機能	１，５００㎡
（４）図書館系機能	１，１００㎡
（５）公民館系機能（生涯学習機能）	１，２００㎡
（６）地域防災機能	３００㎡
（７）その他の機能 ①大気汚染測定室	１０㎡
（８）共用部分・倉庫	２，６９０㎡
計	７，８００㎡

既存機能	延床面積
公民館系機能（スポーツ機能）	９６８㎡

合　計	８，７６８㎡

（２）フロアー構成の考え方

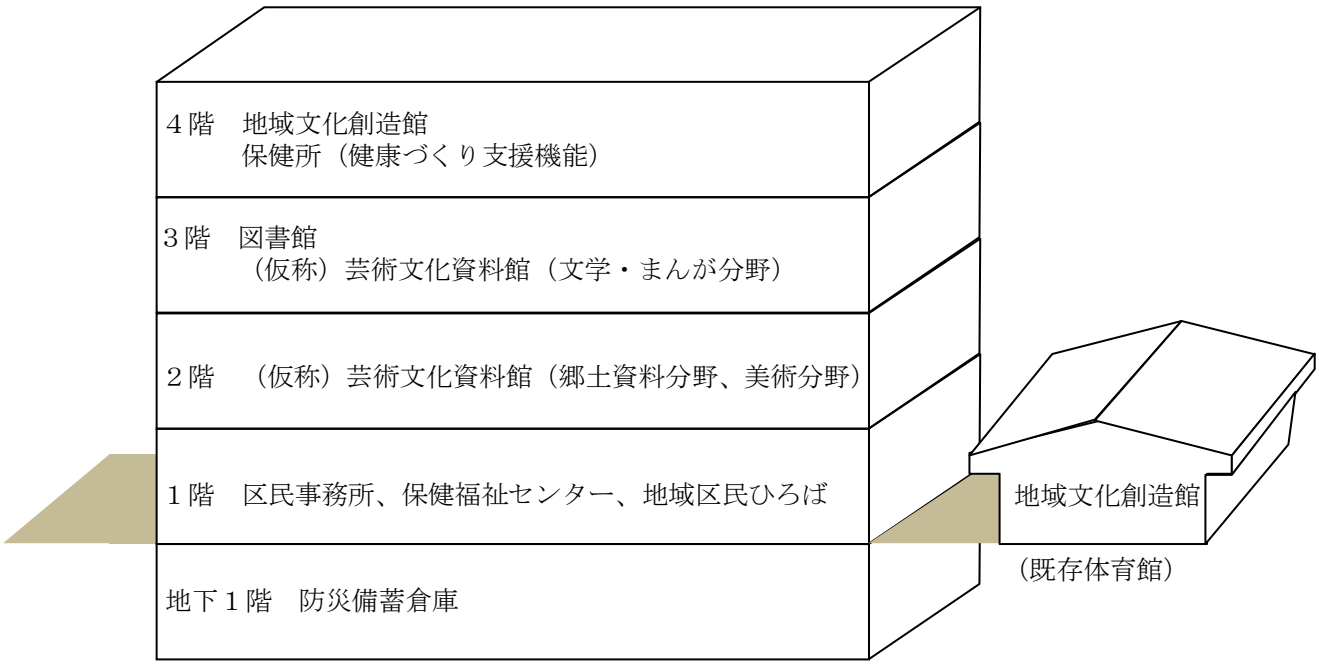

①１階の構成について

・　高齢者や障害者、幼児を含めた多様な利用者の利便性を考慮し、行政サービス機能（区民事務所、保健福祉センター、保健所（相談機能））及びコミュニティ機能（区民ひろば等）を配置します。
・　施設利用者のくつろぎや待ち合わせの場として、また敷地内を横断動線確保のため、フリースペースやサロン等を設置します。
・　施設管理や施設案内、貸室の受付等の機能を担う総合窓口を設置します。
・　千川駅からの来所及び敷地内動線を考慮し、出入口は北東側角（神社側）とその対角にある南西側に設けます。
・　来館者用のエレベーター（車イス対応）の他、ミュージアム系機能、図書館系機能の業務用の物品搬入のため、業務用搬入口及び搬入専用のエレベーターを設けます。

②２階の構成について

・　ミュージアム系機能の郷土資料分野と美術分野を配置します。
・　展示室のほか、展示等の活用に必要な収蔵スペースなどを設置します。
・　展示空間に配慮し、2 階の天井高を 4.5m～5m確保します。
・　資料、作品を保存していくために適した温湿度・照明管理が可能な設備とし、建築材料についても配慮します。
・　消火設備については、他施設と別系統とし、資料、作品の損傷を防ぎ、かつ安全で環境に配慮したガス系消火設備とします。

③３階の構成について

・　集客力や利用度の高い図書館系機能を担う施設を配置します。
・　文学・まんがの展示コーナーを設け、2 階のミュージアム系機能（郷土資料分野・美術分野）と連携し、展示や情報提供を行います。
・　閲覧場所や展示、貸出しといった利用形態の違いに配慮した動線を設け、機能的で利用しやすい配置とします。

④４階の構成について

・　区民の生涯学習・文化活動等を支援する公民館系機能を担う施設を配置します。
・生涯学習・文化活動の場となる諸室（研修室、音楽室、美術室、陶芸窯室等）を配置します。
・　保健所（健康づくり支援機能）については、健康教育として生活習慣の改善を促す事業等を展開する予定であり、区民のコミュニティ機能を担う施設や調理室のある 4 階への配置を想定します。

４．その他の施設の整備方針

（１）既存体育館の活用と一体的再構築

既存の体育館は、昭和 63 年に新築した施設であり、耐震化に対応しており当面使用が可能です。施設開放事業での利用状況や救援センター機能の維持等を検討した結果、一部改修の上、地域文化創造館機能の一部として存続させ、新施設とともに一体的に再構築を図ることとします。

（２）地下施設

工期短縮、建設費節減のため、地下化する機能は、備蓄倉庫、機械室、倉庫等に限定します。

（３）駐輪場

駐輪場は、敷地内に十分なスペースを確保します。

（４）駐車場等

施設の業務物品の搬入や大型バスでの来所が可能なよう、東側に十分なスペースの駐車場を設置します。駐車場は、車両での進入が要町通り（放射第 36 号線）を通り北東（神社側）から、退出が南東交差点から要町通りへ抜けるように、敷地の東側に配置します。

（５）災害対策

この複合施設には防災機能として、「救援センター機能」（現西部区民事務所）と「備蓄機能」（現要町備蓄倉庫；西部保健福祉センター等と併設）を確保します。

①救援センター機能

現在の救援センター機能を維持するため、以下の設備や資機材等を備えます。

救援センター機能	機能の確保に必要な条件
情報提供・連絡	無線機器の設置等
給食・給水	食料、水の備蓄及び調理資機材等の配備
医療救護	医療資機材・医薬品等の配備
仮　泊	毛布、カーペットその他生活必需品の備蓄 地域文化創造館（体育館を含む）を中心とした仮泊施設

②備蓄機能

主に区の西側エリアで必要となる備蓄物資を保管する拠点の一つとして、要町備蓄倉庫相当の備蓄スペースを確保します。

備蓄機能	現　状
資機材等の備蓄	要町備蓄倉庫（面積 335.82 ㎡） ○非常食　約 75,000 食 ○毛布、カーペット各 2,000 枚 ○非常用トイレ　90 基等

③その他

●校庭が無くなることへの対応

現在は、避難する際に、建物が安全かどうか確認が終わるまで、校庭を一時的な避難スペースとして使用しています。複合施設建設後は、オープンスペースが一時避難スペースに足りない場合は近隣の千早公園と一体的に使用することを検討します。

●その他の設備

仮設トイレ用マンホールや、かまどベンチなどの設置をします。

（６）建築計画

施設は、区の西部地域の行政サービスや地域交流の拠点としてのみならず、区の文化拠点としての機能を担う施設となります。そのため、施設の建築計画については、地域の住環境や歴史・文化を踏まえた、区の地域文化を象徴するオリジナリティあふれるものにします。

【（参考）複合施設配置イメージ】

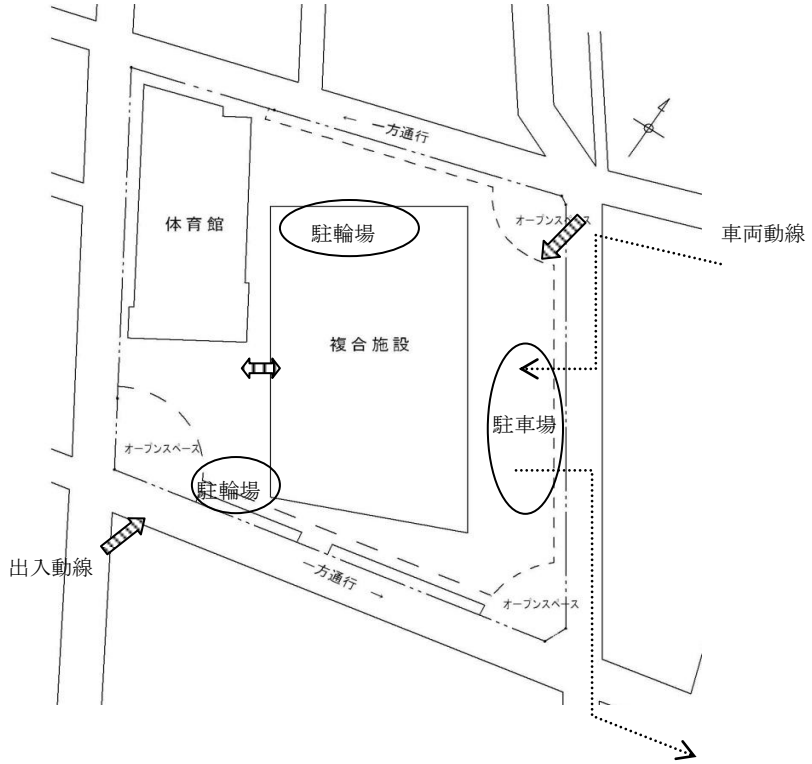

※複合施設、駐車場、駐輪場、緑地等の配置は設計において決定します。

第４章　整備費の概算及びスケジュール

１．施設の概算整備費

（１）概算事業費

事業内容	金　額
施設建設（設計・解体含む）	３７．１億円
（仮称）芸術文化資料館内装等	４．５億円
移転関係経費（仮移転関係費含む）	０．４億円
初度調弁等	２．５億円
事業費計	４４．５億円
千早図書館跡地売却	３．６億円
千早地域文化創造館跡地売却	３．６億円
社会資本整備総合交付金	５．０億円
収入計	１２．２億円
差引計	３２．３億円

（２）財源見込み

千早図書館跡地及び千早地域文化創造館跡地は売却による資産活用を図ります。

また、当施設を含めた西部地域の都市環境の改善を目的とした都市再生整備計画を策定し、国の社会資本整備総合交付金の活用を図ります。（交付見込み額　約５億円）

２．ランニングコストの見通し

平成 19 年度に行った集計によると、移転する施設の区職員の人件費を除いた維持管理費の合計は約１億円です。

（集計施設：西部区民事務所、西部保健福祉センター、長崎健康相談所、千早地域文化創造館、千早図書館、郷土資料館）

複合施設では、新規の施設も設置するため延床面積が増えるとともに、エレベーター等の区民の利便性を増すための設備も整備するため、その分のランニングコストの増加は否めません。一方で、光熱水費については省エネルギー設備を導入するなど、コストの削減も図ります。そのため、トータルとして、現在と同額程度のランニングコストにより施設を維持管理していきたいと考えます。

３．整備スケジュール

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">施設整備</th><th rowspan="2">住民等説明</th></tr>
<tr><th>施設全体</th><th>文化拠点施設</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２２年度</td><td>4～6 月</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7～9 月</td><td>● 基本計画案作成</td><td rowspan="3">（仮称）文化拠点
詳細計画案作成
（設計与件整理）
（仮称）文化拠点
● 詳細計画策定</td><td></td></tr>
<tr><td>10～12 月</td><td>● 基本計画策定</td><td>● 基本計画案のパブリックコメント、基本計画案説明会</td></tr>
<tr><td>1～3 月</td><td>設計者選定</td><td></td></tr>
<tr><td>２３年度</td><td colspan="2">基本・実施設計
（展示室・収蔵庫含む）</td><td>● 基本設計案説明会</td></tr>
<tr><td>２４年度</td><td colspan="2">工事業者選定
旧校舎解体
展示物等の制作
西部区民事務所仮移転</td><td>● 施設整備・解体説明会
● 工事説明会</td></tr>
<tr><td>２５年度</td><td colspan="2">施設建設</td><td></td></tr>
<tr><td>２６年度</td><td colspan="2">各施設移転・開設
展示物等の設置</td><td></td></tr>
</table>

第５章　施設の管理運営方針

１．施設の管理運営方針

（１）施設整備の目的に合致する管理運営方法の検討

施設の管理については民間活力を積極的に導入し、コストの縮減及びサービスの向上を図ります。

（２）各施設の開設時間

各施設の開設時間については、同種の施設の開設時間や利用者の利便性、近隣の環境等考慮します。

（３）施設の予約方法

貸し施設の予約については、システムのＩＴ化を契機に予約方法の統一化を図り、利用者にとって便利でわかりやすい仕組みとします。

（４）施設利用料金の設定

各施設の利用料金については、他区有施設の利用料金との均衡を図りながら適正な料金設定をします。

５．関連法令等

（１）教育基本法

［平成 18 年 12 月 22 日
法律第 120 号］

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目　次

前文
第一章 教育の目的及び理念（第一条―第四条）
第二章 教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）
第三章 教育行政（第十六条・第十七条）
第四章 法令の制定（第十八条）
附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章　教育の目的及び理念

（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
（教育の目標）
第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
（生涯学習の理念）
第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
（教育の機会均等）
第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
３　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章　教育の実施に関する基本

（義務教育）
第五条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
３　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
４　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。
（学校教育）
第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
２　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
（大学）
第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。
（私立学校）
第八条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
（教員）
第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。
（家庭教育）
第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（幼児期の教育）
第十一条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
（社会教育）
第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
（政治教育）
第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
２　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
（宗教教育）
第十五条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
２　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章　教育行政

（教育行政）
第十六条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
２　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
３　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
４　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。
（教育振興基本計画）
第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章　法令の制定

第十八条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附　則

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から施行する。
（社会教育法等の一部改正）
２　次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）」に改める。
一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条
二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条
三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第一条
四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条
五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第一条
六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項
七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条
（放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正）
３　次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項」に改める。
一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十八条
二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項

（2）社会教育法（抄）

［昭和 24 年 6 月 10 日　法律第 207 号
最終改正
平成 20 年 6 月 11 日　法律第 59 号］

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。
（社会教育の定義）
第二条　この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。
（国及び地方公共団体の任務）
第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。
２　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
３　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。
（国の地方公共団体に対する援助）
第四条　前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。
（市町村の教育委員会の事務）
第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
一　社会教育に必要な援助を行うこと。
二　社会教育委員の委嘱に関すること。
三　公民館の設置及び管理に関すること。
四　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
七　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
八　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
九　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
十一　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十二　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条 に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十六　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
十七　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
十八　情報の交換及び調査研究に関すること。
十九　その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
（都道府県の教育委員会の事務）
第六条　都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
一　公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
二　社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
三　社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
四　市町村の教育委員会との連絡に関すること。
五　その他法令によりその職務権限に属する事項
（教育委員会と地方公共団体の長との関係）
第七条　地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
２　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
第八条　教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。
（図書館及び博物館）
第九条　図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
２　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章　社会教育主事及び社会教育主事補

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）
第九条の二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。
（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）
第九条の三　社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
二　社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
三　社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。
（社会教育主事の資格）
第九条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。
一　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
イ　社会教育主事補の職にあつた期間
ロ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
ハ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
二　教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三　大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四　次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

＜以下略＞

附　則　（平成二〇年六月一一日法律第五九号）　（抄）

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号ロに掲げる期間とみなす。

4　附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

（3）博物館法（抄）

［昭和 26 年 12 月 1 日　法律第 285 号
最終改正
平成 20 年 6 月 11 日　法律第 59 号］

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法 による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

２　この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

３　この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条　博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一　実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二　分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三　一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五　博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六　博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七　博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八　当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十　他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一　学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

２　博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）
第四条　博物館に、館長を置く。
２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
３　博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
４　学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
５　博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
６　学芸員補は、学芸員の職務を助ける。
（学芸員の資格）
第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。
一　学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
二　大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
三　文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
２　前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。
（学芸員補の資格）
第六条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。
（学芸員及び学芸員補の研修）
第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。
（設置及び運営上望ましい基準）
第八条　文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。
（運営の状況に関する評価等）
第九条　博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（運営の状況に関する情報の提供）
第九条の二　博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章　登録

（登録）
第十条　博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。
（登録の申請）
第十一条　前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
一　設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
二　名称
三　所在地
２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
二　私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）
第十二条　都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。
一　第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
二　第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
三　第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
四　一年を通じて百五十日以上開館すること。
（登録事項等の変更）
第十三条　博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
２　都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。
（登録の取消）
第十四条　都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。
２　都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
（博物館の廃止）
第十五条　博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
２　都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。
（規則への委任）
第十六条　この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。
第十七条　削除

第三章　公立博物館

（設置）
第十八条　公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
（所管）
第十九条　公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。
（博物館協議会）
第二十条　公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
２　博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
第二十一条　博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
第二十二条　博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
（入館料等）
第二十三条　公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。
（博物館の補助）
第二十四条　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

２　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十五条　削除
（補助金の交付中止及び補助金の返還）
第二十六条　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
一　当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
二　地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
三　地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
四　地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

＜以下略＞

第五章　雑則

（博物館に相当する施設）
第二十九条　博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

＜以下略＞

（4）博物館法施行規則（抄）

昭和 30 年 10 月 4 日　文部省令第 24 号
最終改正
平成 21 年 4 月 30 日　文部科学省令第 22 号
最終改正までの未施行法令
平成 21 年 4 月 30 日　文部科学省令第 22 号（未施行）

博物館法 （昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条 及び第二十九条 の規定に基き、博物館法施行規則（昭和二十七年文部省令第十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

＜以下略＞

第三章　博物館に相当する施設の指定

（申請の手続）
第十八条　法第二十九条 の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第六号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。
一　当該施設の有する資料の目録
二　直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
三　当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
四　当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類
（指定要件の審査）
第十九条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。
一　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
二　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
三　学芸員に相当する職員がいること。
四　一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
五　一年を通じて百日以上開館すること。
２　前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。
第二十条　削除
第二十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第十九条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。
第二十二条　削除
第二十三条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第十九条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。
（指定の取消）

第二十四条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第十九条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

＜以下略＞

（５）博物館に相当する施設の指定について

［昭和46年6月5日 文社社第22号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知］

許可、認可等の整理に関する法律（昭和46年法律第96号）が昭和46年6月1日に公布、同日施行されました。同法により博物館法第29条が別紙１のように改正され、従来文部大臣が行なつてきた博物館に相当する施設の指定は、国が設置する施設を除き、当該施設の所在する都道府県の教育委員会が行なうことになりました。これに伴い、博物館法施行規則の一部を改正する省令を別紙２のように制定し、申請の手続等に関する規定の整備を行ないました。

ついては、貴都道府県教育委員会が博物館に相当する施設の指定をするにあたつては、博物館法施行規則第19条の規定に基づき、文部省がこれまで定めてきた「博物館に相当する施設指定審査要項」別紙３を参考とした指定要件をじゅうぶん審査されるとともに、指定を行なつた場合は、指定申請書類の写を添えて、また指定を取り消したい場合はその旨を遅滞なく報告くださるよう願います。

また、改正後の博物館法施行規則第20条の規定による官報の公告は、別紙４の参考例に準じて行なうよう願います。

また、これまでに文部大臣が指定した貴都道府県管下の博物館に相当する施設は下記のとおりです。

設置者名	施設名	所在地

別紙１、２（略）

（別紙３）

博物館に相当する施設指定審査要項

１ 施設

(1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について

ア 建物はおおよそ132㎡以上の延面積を有すること。

イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

(2) 動物、植物園について

ア おおよそ1320㎡以上の土地があること。

イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。

(3) 水族館について

ア 展示用水槽が４個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。

イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

２ 資料

(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが寄託資料であつてもよいこと。

(2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

3 職員

職員は一般職員のほか、専門職員としてつぎのいずれかに該当する職員を有すること。

(1) 学芸員有資格者

(2) 学芸員に相当する者

学芸員に相当する職員は少くともつぎによるものとする。

ア 高等学校卒の職員は　　10年以上の経験を有する者

イ 短期大学卒の職員は　　7年以上　　〃

ウ 大学卒の職員は　　5年以上　　〃

4 事業

(1) 展示は常設展はもとより、特別展なども行なつていること。

(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行なわれていること。

(4) 資料について調査研究活動が行なわれていること。

(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

5 運営

(1) 館園の設置規程、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。

(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。

(3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。

(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたつていること。

(注) (1) 当該施設の指定の審査にあたつては、必要に応じて実施について審査するものとする。

(2) 公立の施設にあつては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第32条（教育機関の所管）の規程にもとづき、教育委員会が所管しなければならない。

(3) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込みのないものは指定してはならない。

（別紙4）

博物館法施行規則第20条の官報公告参考例

○○県教育委員会告示第○号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として昭和○○○年○月○日次のとおり指定した。

昭和○○○年○月○日

○○県教育委員会

施設名	所在地	設置名

（６）博物館に相当する施設の指定の取扱いについて

［平成 10 年 4 月 17 日　文生社第 194 号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省生涯学習局長通知］

博物館に相当する施設の指定の取扱いについて

博物館法第二九条の規定に基づく博物館に相当する施設(以下「博物館相当施設」という。)として教育委員会が指定するに当たっては、昭和四六年六月五日付け文社社第二二号各都道府県教育委員会教育長あて社会教育局長通知において、公立の施設は、教育委員会が所管しなければならないとしております。

しかしながら、生涯学習社会の構築に向けて、多様化する人々の学習ニーズに対応していくためには、それぞれの博物館及び博物館に類する事業を行う施設が、その特色を発揮しつつ適切に運営されることが期待されていることから、地方公共団体の長等が所管する施設についても博物館相当施設として指定することが適当であります。

このため、今後は、地方公共団体の長等が所管する施設についても、当該施設が博物館に類する事業を行うものと判断される場合には、博物館相当施設として指定できることと取り扱います。

また、このことについて、知事部局及び管下の市町村等の関係機関に対して周知していただくようお願いいたします。

なお、指定を行った場合には、指定申請書類の写しを添えて、また、指定を取り消した場合には、その旨を遅滞なく報告くださるようお願いいたします。

（７）文化芸術振興基本法（抄）

〔平成13年12月7日　法律第148号〕

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

５　文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

６　文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

７　文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

８　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（国民の関心及び理解）
第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。
（法制上の措置等）
第六条　政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

＜以下省略＞

（8）文化財保護法（抄）

昭和 25 年 5 月 30 日　法律第 214 号
最終改正
平成 19 年 3 月 30 日　法律第 7 号

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章　削除

第三章　有形文化財

第一節　重要文化財
＜以下省略＞

第四款　公開

（公開）

第四十七条の二　重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

２　前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

３　管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

＜以下省略＞

（所有者等以外の者による公開）

第五十三条　重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

３　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

４　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

＜以下略＞

第2節　登録有形文化財
＜以下略＞

（登録有形文化財の公開）

第 67 条　登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

２　前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

３　管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第 47 条の２第３項の規定を準用する。

４　登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

＜以下略＞

第 5 章　民俗文化財

＜以下略＞

（重要有形民俗文化財の公開）

第 84 条　重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第 80 条で準用する第 32 条の２第１項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいつう。以下この章及び第 12 章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文

部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の 30 日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して 20 日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

＜以下略＞

（９）公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

［平成15年6月6日
文部科学省告示第113号］

（趣 旨）

第１条 この基準は、博物館法（昭和26年法律第285号）第８条の規定に基づく公立博物館（同法第２条第２項に規定する公立博物館をいう。以下「博物館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

２ 博物館及びその設置者は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（設 置）

第２条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるものとする。

２ 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

（資 料）

第３条 博物館は、実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

２ 博物館は、実物資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には、必要に応じて、実物資料に係る模型、模造、模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする。

３ 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し、保管するものとする。

４ 博物館は、一次資料の所在等の調査研究を行い、その収集及び保管（現在保存を含む）に努めるとともに、資料の補修及び更新、新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする。

（展示方法等）

第４条 博物館は、資料を展示するに当たっては、利用者の関心を深め、資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 総合展示、課題展示、分類展示、生態展示、動態展示等の展示方法により、その効果を上げること。

三 博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか、必要に応じて、特定の主題に基づき、その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行うこと。

四 二次資料又は音声、映像等を活用すること。

五 資料の理解又は鑑賞に資するための説明会、講演会等を行うこと。

六 展示資料の解説並びに資料
に係る利用者の調査及び研究についての指導を行うこと。

（学習活動等）

第５条 博物館は、利用者の教育活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する各種の説明会、講演会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること。

（情報の提供等）

第６条 博物館は、利用者の利用の便宜のために、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する目録、展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに、資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行うこと。

二 事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第７条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、社会教育施設、社会教育関係団体、関係行政機関等との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

２　博物館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の参加を促進するよう努めるものとする。
３　博物館は、その実施する事業において、利用者等の学習の成果、並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。
（開館日等）
第８条　博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。
（職　員）
第９条　博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。
２　博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。
（職員の研修）
第10条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。
２　市町村の教育委員会は、当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を、同項の研修に参加させるように努めるものとする。
（施設及び設備等）
第11条　博物館は、その目的を達成するため、必要な施設及び設備を備えるものとする。
２　博物館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
３　博物館は、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。
４　博物館は、利用者の安全を確保するため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。
（事業の自己評価等）
第12条　博物館は、事業の水準の向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
附 則
この告示は、公布の日から施行する。

（１０）図書館法（抄）

昭和 25 年 4 月 30 日　法律第 118 号
最終改正
平成 20 年 6 月 11 日　法律第 59 号

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。
２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。
（図書館奉仕）
第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
八　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
（司書及び司書補）
第四条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。
２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。
３　司書補は、司書の職務を助ける。
（司書及び司書補の資格）
第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。
一　大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
二　大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
三　次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
イ　司書補の職
ロ　国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ　ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
２　次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
一　司書の資格を有する者
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
（司書及び司書補の講習）
第六条　司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
２　司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。
（司書及び司書補の研修）
第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。
（設置及び運営上望ましい基準）
第七条の二　文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。
（運営の状況に関する評価等）
第七条の三　図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（運営の状況に関する情報の提供）
第七条の四　図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
（協力の依頼）
第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。
（公の出版物の収集）
第九条　政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。
２　国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章　公立図書館

（設置）
第十条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
第十一条　削除
第十二条　削除
（職員）
第十三条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。
（図書館協議会）
第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
第十五条　図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
第十六条　図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（入館料等）
第十七条　公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。
第十八条　削除
第十九条　削除
（図書館の補助）
第二十条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
２　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十一条　削除
第二十二条　削除
第二十三条　国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
一　図書館がこの法律の規定に違反したとき。
二　地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
三　地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

＜以下略＞

（１１）子どもの読書活動の推進に関する法律

［平成13年12月12日　法律第154号］

（目　的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、４月23日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

６．文化庁の指針及び基準等

（１）文化財公開施設の計画に関する指針

［平成７年８月
文化庁文化財保護部］

第１ 文化財公開施設計画の基本的な考え方

文化財（美術工芸品等）を広く公開することは、近年における国民の文化に対する関心の高まりの中で、文化財をより身近なものとし、文化的生活の向上に資する観点から積極的に推進していく必要がある。しかし、我が国の文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等を素材としており、それぞれの材質に則 した保存上の対応が求められる。

文化財公開施設の計画に当たっては、このような我が国の文化財の特質を踏まえ、文化財の保存に重大な影響を及ぼすことの内容、施設・設備等について以下の基本的な考え方に基づき検討を進める必要がある。

また、検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させることが望ましい。

１．建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
２．建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
３．建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
４．展示室、収蔵庫等の施設が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
５．文化・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

第２ 文化財公開施設計画の留意事項

文化財の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学的な観点からは、相反した問題が内在しているといえる。

従って、文化財の公開に当たっては、できる限り保存に適した諸条件が求められているが、建物や保存環境などを整備することによってこれらの問題を可能な限り解決していく必要がある。

このため、公開施設の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしていくことが肝要であり、特に、以下の事項に留意すること。

１．文化財公開施設の立地環境

文化財公開施設は、建設予定地の立地環境によっては、必ずしも文化財の良好な保存に必要な条件を確保することができないおそれがあるので、その選定に際しては、以下の環境に対して十分に留意することが望まれる。

ア．地形（具体例・・・急傾斜地、低湿地等）
イ．地質・地層（具体例・・・地下水脈、水位、活断層等）
ウ．気象（具体例・・・多湿、塩害等）
エ．その他周辺の環境（具体例・・・大気汚染、降灰、住宅過密地域等）

２．文化財公開施設の設置と施工

文化財公開施設の設計に当たっては、建設予定地の環境を踏まえ、建物、設備、収蔵庫・展示室等の配置及び通路等について、以下の点に留意すること。

また、施工に際しても、解体コンクリートなどの施工の状態や乾燥状態によっては、文化財の保存環境に悪影響を与える場合があるので、慎重に行う必要がある。

(1) 建物設計

ア．建物は、耐火・耐震構造とする。

イ．建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけでなく地表面よりやや上まで施す。特に地下に収蔵庫・展示室を設ける場合は、防水に留意する。

ウ．陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。

エ．収蔵庫・展示室は、外部の環境からの影響を極力受けにくい設計とする。

(2) 設備設計

ア．空気調和設備

(ｱ)空気調和（以下「空調」という。）設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用することが望ましい。

(ｲ)空調系統は、展示室と収蔵庫とに分離する。特に、収蔵庫の内部についても文化財の材質等に応じて分離することが望ましい。

(ｳ) 収蔵庫の空調は、庫内だけでなく、二重壁内の空気層にも行うように配慮する。

(ｴ) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場の近くには設置しない。

イ．照明設備

文化財が置かれる空間には、紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。

ウ．防火・防犯設備

(ｱ) 展覧区画、保存区画、管理区画の動線は重ならないようにする。

(ｲ) 展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要である。

(ｳ) 保存・管理区画については、防火・防犯に係る管理を十分に行う必要がある。

(3) 各部屋の配置設計

ア．展覧区画、保管区画、管理区画を明確に分ける。

イ．収蔵庫・展示室等各部屋の配置に当たっては、文化財の移動を安全、かつ機能的に行えるように、複雑な動線や段差を避ける。

ウ．文化財が置かれる部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。

〔文化財保存の観点からの各部屋配置概念図〕

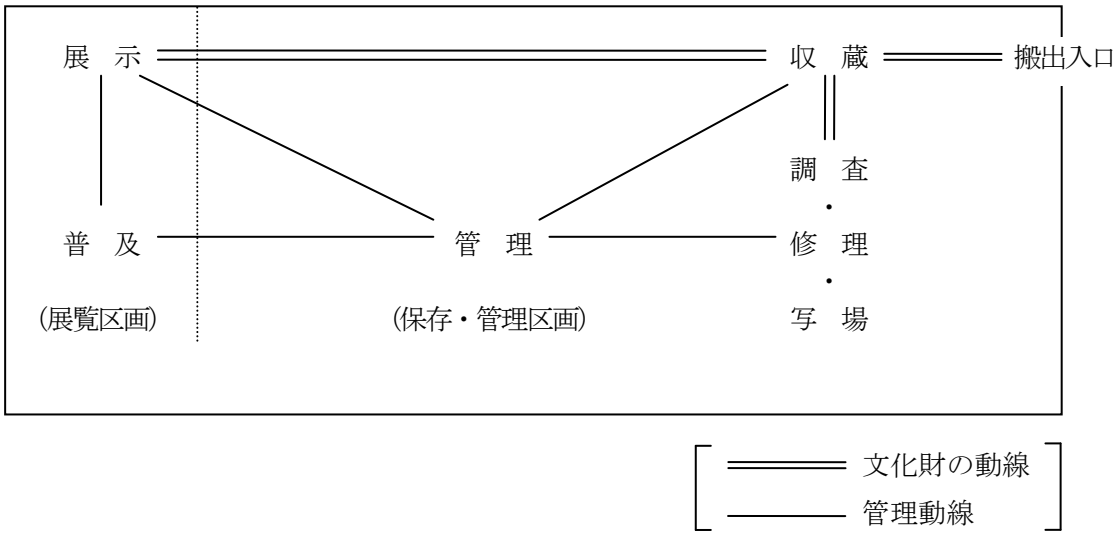

⑷ 通路設計

ア．通路は、文化財の移動が安全かつ効率的に行われるようにできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や斜面は極力避ける。

イ．通路の有効幅は、２メートル以上とすることが望ましい。

⑸ 施工等

ア．コンクリートの打設は慎重に行い、コンクリートの中に鬆（す）が生じないように注意する。

イ．内装工事は、十分な換気・除湿を行うことにより、軀体コンクリートを乾燥させてから行う。また、内装工事終了から文化財の公開までには、展示ケースを含め室内の乾燥を図るまで十分な 期間をとることが望ましい。

ウ．建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましい。

３．主要な施設等の設計

文化財公開施設の計画に当たっては、文化財の保存に対する配慮が不可欠であり、収蔵庫はもとより、保存の場としての機能を有する展示室についても、文化財保護の観点から、収蔵展示（観覧者や展示効果に対しても考慮しつつ、収蔵しながら展示する。）の考え方にのっとり収蔵庫と同一の保存環境を実現する必要がある。また、燻蒸施設や調査・整理・修理室等の作業スペース、搬出入口、荷解場、エレベーターなどの付帯施設等についても、文化財の保存環境の維持、安全の確保を図る必要がある。このため、以下の点に留意すること。

⑴ 搬出入口

ア．搬出入口は、文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。

イ．搬出入の際は外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に、風が強く吹き込む位置に設けることを避け、止むを得ず避けられない場合には、暴風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ。

ウ．建物内の保存環境を安定させるうえから、搬出入口は、通用口などと兼用せず、文化財専用とする。

⑵ トラックヤードと荷解場

ア．トラックヤードは、建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。

イ．外界の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと荷解場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。

ウ．輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。

エ．荷解場は、梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全性を考慮し、荷解作業等を行う上で、文化財にとって安全かつ十分なスペースを確保する。

オ．荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。

⑶ エレベーター

ア．文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考

慮したものとする。

イ．文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターの入口は、文化財を移動する動線を考慮して、荷解場に面して設置することが望ましい。

⑷ 収蔵庫

ア．地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面するなどの位置に配置しないことが望ましい。

イ．収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。

ウ．収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。

エ．間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。

オ．収蔵庫の外壁が、外部と面する場合結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。

カ．収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出によって文化財を汚染するおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する。

キ．収蔵庫の扉は、出入口は原則として１ヵ所とし、密閉性、防火性に優れたものを設置する。

ク．収納棚等は、地震等による移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする。

ケ．収納棚等は、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置するとともに、庫内の出入口付近のスペースは広くとる。

コ．漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるように設計する。

⑸ 調査・整理・修理室・写場等

これらの部屋は、いずれも直接文化財を取り扱う場所であり、温湿度・照明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

⑹ 燻蒸施設

ア．搬出入口の近くで、建物内の他の施設から独立した専用の施設として設置するのが望ましい。

イ．原則として建物の外壁に接して設置するとともに、前室を設ける。

ウ．燻蒸室及び前室には、それぞれ排気設備を設置する。

エ．燻蒸室内には、減圧燻蒸釜や燻蒸庫を設置することも有効である。

オ．扉、壁などは、気密性に留意して設計する攪拌装置等を設置する場合は、電気系統を防爆系とする。

カ．燻蒸後の排ガス処理装置を設置するとともに、配管は極力短くなるように考慮する。

キ．建物の空調・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。

⑺ 展示室・展示ケース

ア．外光の入る開口部は、原則として設けない。

イ．観覧者の出入等より、展示室が著しい外部環境の影響を受けることがないように設計する。

ウ．収蔵庫と同一の保存環境を実現するとともに、防犯上からも展示ケースの使用が必要である。展示ケース

の設計については、以下の点に留意すること。

(ｱ) 展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計をする。

(ｲ) ケース内の温湿度調整法にはおおむね次の方式があるが、環境や施設計画、将来の管理・運営を十分に考慮した上で、採用することが望ましい。

(a) 調湿剤使用方式

密閉度の高いケースを用い、調湿剤で湿度を一定に保つ方式である。

調湿剤の管理を適切に行う必要がある。

(b) 空調方式

空調によってケース内の温湿度を一定に保つ方式である。

吹き出し口からの風が直接文化財に当たらないように考慮し、かつ恒常的に空調を行う必要がある。

(c) 自然換気方式

自然換気により、展示室内の空気をケース内に導入する方式である。

展示室内を恒常的に空調して温湿度を一定に保ち、かつ室内の空気の汚れがケース内に直接流入しないように、フィルターの交換を適切に行う必要がある。

(ｳ) 展示ケースのガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。また、地震等の災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することなどは有効である。

(ｴ) 移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる必要がある。

４．他の施設と併用する文化財公開施設の設計

他の施設と併用する文化財公開施設としては、おおむね以下の三とおりの形態が考えられる。このような施設の計画に当たっての留意事項は、これまでに述べたことと同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい。

A．文化、スポーツ施設等との複合。

B．各種事務所との複合。

C．デパート・商業施設等との複合。

(1) Ａ及びＢに該当する施設

(ｱ) 建設上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設の部分と隔絶されていること。

(ｲ) 空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。

(ｳ) 適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。

(ｴ) 文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。

(ｵ) 文化財公開施設専用の出入口を設けていること。

(2) Ｃに該当する施設

(ｱ) 上記の(1)の事項を充足していること。

(ｲ) 文化的展観を行う専用施設として商業施設等から隔絶（避難通路を除く）されていること。したがって、出入口は展示施設の専用口であること。

(ｳ) 観覧者の出入口は、公道など将来にわたって必要なスペースが確保される場所に面していること。

（2）重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

［平成8年8月2日 文化庁告示第9号
最近改正
平成8年8月30日 文化庁告示第12号］

（趣 旨）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

（承 認）

第2条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

（承認の基準）

第3条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び施設が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区別され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

4 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化財の公開を適切に3回以上行った実績があること。

（承認の申請）

第4条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

２ 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

（変更の承認等）

第５条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

２ 公開承認施設の設置者は、前条第１項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から２週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

１項＝一部改正（平成８年８月文化庁告第 12 号）

（災害及び事故の書類の提出）

第６条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第７条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一　第３条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。

二　第５条第１項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三　第５条第２項及び第６条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の題出を怠ったとき。

平成８年 10 月１日から施行する。

（3）重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程（抄）

［平成8年9月5日　文化庁告示第14号］

（趣　旨）
第１条　文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第56条の15第１項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。
（事前の届出の免除）
第２条　文化庁長官は、重要有形民俗文化財の公開の促進を図るため、公開事前届出免除施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）について事前の届出の免除をする。
２　前項の事前の届出の免除（以下「事前の届出の免除」という。）は、当該免除のあった日から起算して５年を経過した日にその効力を失う。
（事前の届出の免除の基準）
第３条　事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。
一　博物館等の施設の設置者が、重要有形民俗文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要有形民俗文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
二　博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。
イ　重要有形民俗文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。
ロ　博物館法（昭和26年法律第285号）第５条第１項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が２名以上置かれていること。
ハ　博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。
三　博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。
イ　建物が、耐火耐震構造であること。
ロ　建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。
ハ　温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。
ニ　防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
ホ　観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
ヘ　博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。
ト　博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。
四　博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前５年間に、法第56条の第15第１項に基づく重要有形民俗文化財の公開等を適切に３回以上行った実績があること。
（事前の届出の免除の申請）
第４条　事前の届出の免除を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。
一　博物館等の施設の設置に関する規約
二　博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
三　博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
四　博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
五　申請日の属する事業年度の直前３年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
六　申請日の属する事業年度の直前３年間の事業の実施状況

七　申請前５年間に行われた重要有形民俗文化財等の公開状況
八　その他参考となる書類
２　前項第五号及び六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。
３　法第53条第１項ただし書の規定に基づく公開承認施設については、第１項第一号から第六号に掲げる書類を、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定（平成８年文化庁告示第九号）第４条第１項第一号から第六号に掲げる書類に替えることができる。ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合はこの限りではない。

＜以下省略＞

（４）有形文化財（美術工芸品）の展示を主体とする美術館または美術工芸品を多く取扱う博物館等の施設配置に関する基準について（抄）

［昭和45年
文化庁文化財保護部］

1　施設について

施設は耐火構造で、建築基準法、消防法、同関係諸法令等に準拠し、各種防災施設を備え、展示室・収蔵庫などに温・湿度調整設備を完備したものであること。

(1) 環 境

建物は周辺に十分な専用スペースのあることが望ましく、市街地に在る場合は、それに応じた防災施設等の諸設備が完備していること。

(2) 建 物

A 必要な施設

展示室・収蔵庫・荷解き場（以上を「展示区画」と呼ぶ。）

管理棟（事務室・管理人室）・研究室・図書室、サービスエリアを不可欠の施設とし、このほかに講堂・写真室・作業室（修理及び工作）、殺虫室・食堂・厨房があることが望ましい。

B 配置

展示室・収蔵庫・荷解き場は有機的な連絡を保つことが必要で、前記各室は同一平面に配置されていることが望ましく各室間の運搬は、動線を短く、かつ、単純にし、垂直移動はできるだけ避けられる配置であること。

C 展示区画

① 展示品の搬出入に十分な広さの出入口、通路を有し、展示、収納などに対して十分な天井高があること。

（注）展示室、荷解き場の一部は４メートル以上の天井高を有することが望ましい。

② 展示室・収蔵庫は地上に設けることが望ましいが、やむを得ず地下に設置する場合は、側壁・床下にドライエリアを設けること。

③ 展示室の面積は延面積の30パーセントを超えず、最低1000平方メートル以上あることが望ましい。

④ 美術工芸品収納のための収蔵庫の面積は、展示室の50パーセント以上であること。

⑤ 展示室及び収蔵庫の床・壁・天井は二重構造とし、コンクリート壁・スラブには断熱材を打込み、内壁との間は100～150ミリの空間を設け通気をはかること。また床は木材その他の軟質材でふいてあること。

⑥ 無窓を原則とするが、展示区画に窓のある場合は、網入りガラスを用い、甲種防災戸で閉鎖できること。

D 展示区画以外の各室

①展示区画の機能を損なわない配置であること。

②食堂・厨房など火気を使用する室は、展示区画から独立していること。

E 防災区画

①展示区画内の各室間は相互に防災区画として独立できること。

②展示区画と他の区画との間は甲種防火扉（断熱材充填・煙返し三段以上）により完全に隔離できること。

(3) 防災設備

A 警火・漏電警報等の防火設備、消火設備、避難設備及び避雷の諸設備を必要とするが、立地条件、面積に応じた十分な配慮が必要である。

① 諸設備は、建築基準法・消防法・同関係諸法令等の規定によるものを最低限とする。

B 防犯設備は、防犯灯・防盗装置など十分な設備を必要とし、施錠には十分な配慮が払われていること。

① 展示区画から他区画または戸外へ通ずる扉は、本締め錠を用いること。

（注）蝶番は容易に破壊されない構造であること。

C 消防署、警察署、館内での非常通報の方法が確立し、観客誘導等の放送設備があること。

(4) 空気調和設備その他

A 温湿度調整

展示区画のうち特に展示室及び収蔵庫は２系統以上の空調機により展示、収納物件の材質に応じた温湿度調整ができること。空調の風速は、秒速１メートル以下とし、恒常的に強い風が、収納物件に直接当たらないようにすること。機械は24時間運転を原則とする。

① 調整の標準値は摂氏20度、相対湿度60パーセントとする。但し、温度は、その土地の夏期における最高気温の平均値マイナス５度、冬期平均気温プラス５度程度保持でもよい。
② 立地条件、気象条件が良好な場合には、温湿度の振幅に充分留意して、空調機の運転、時間運転を行ってもよい。
③ 空調機械には自動記録装置を併設すること。

B 換気設備
① 機械による強制換気と機械によらない自然換気を必要とする。
② 都市、海岸、工場地帯等では必要に応じ、空気浄化のための濾過装置を使用すること。

(5) 設備･備品

A 展示室用の常設の陳列ケース(壁付、のぞき、独立)、台、保護棚
① 展示に必要十分な数量が各種常設されていること。
② 各ケース共開口部が広く、施錠完全なものであること。
③ 壁面に固定したケースの後壁は、建物の壁体とは別個のもので、ケースの奥行は 80 センチ以上、腰高は 60 センチ以上あること。
(注) ケースのガラスは厚さ８ミリ以上のフロートガラスを使用し、大型のガラス面は特に枠及びガラスの厚さに十分の強度をもたせること。またフレームレスのケースの場合は強化ガラスを用いること。
④ ケースの枠はスチールを原則とするが、床、後壁等は虫の発生の恐れがない吸排湿性の材料で被うこと。
⑤ ケース内は防塵を考慮しつつ、照明装置から発生する熱を排気できるようにすること。

B 収蔵庫用、常設の収蔵品用棚、戸棚、箪笥
① 強度があり狂いが少なく、樹脂の浸出の少ない、吸湿性のある材質を使用してあること。
(注) 杉、シオジ、タモ、ツガ、モミ等が好適、桧は不適、ラワンなどの虫の出るおそれがあるものは使用しないこと。表面仕上材としての金属はなるべくさけること。箪笥は桐材が望ましい。
② 棚板の形式はスノコ式が望ましい。

C 展示区画用照明（自然光・人工照明）及び照度
展示品の劣化・褪色を早めることのないよう十分配慮を払うこと。
① 自然光の場合に、天空光･直射光による紫外線の影響を受けないよう、防禦手段が講じられていること。また、直射光は完全に遮断でき、かつ照度の調節が可能であること。
② 人工照明(白熱灯･蛍光灯)の場合、展示品が熱をおびないように配慮されていること。
③ 蛍光灯は必ず褪色防止処理の施されたものを使用していること。
④ 展示品に対する照明は、自然光、人工光ともに展示品の表面照度が 200 ルックス以下に押さえられていること。

D その他の設備･備品(エレベーター、展示品運搬車、加湿器、除湿器、温湿度計など)
① 展示区画内各室が同一階でないときは、展示品専用エレベーターを必要とする。
② 展示品運搬用台車を常備すること。
③ 必要に応じて除湿器、防湿器が援用できる態勢にあること。

＜以下略＞

（５）出土品の取扱いに関する指針

［平成９年８月 13 日
文化庁長官裁定］

（出土品の取扱いの基本方針）
１　出土品の取扱いについては、次の基本方針に従い、適切に措置するものとする。
（ア）出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて取り扱うこと。
（イ）保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
（ウ）出土品の活用については、広絶な方途により積極的に行うこと。
（エ）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 63 条第１項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第 64 条の規定により、出土品の保存のため又は効用からみて国において保有・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
（オ）国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

（保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分）
２　将来にわたり保存・活掴の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分は、その種類、性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき、行うものとする。

（出土品の保管・管理等）
３　出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、その種類、性格、活用の状況等を総合的に勘案して、文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの、文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し、それぞれの区分に応じた適切な方法により適切を施設において保管し、管理するものとする。
　保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については、廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

（出土品の活用）
４　出土品の活用については、博物館における展示・公開等のほか、学校教育における教材としての利用、住民に身近な施設における展示、研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

（国で保有する出土品の選択基準）
５　国庫に帰属した出土品のうち、次のいずれかに該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。
（ア）石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
（イ）土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
（ウ）土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
（エ）鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
（オ）瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壷、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

（譲与）
６　出土品のうち前項に該当し国が保有したもの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第 63 条第１項の規定による報突金の支給又は法第 64 条第１項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、法第 64 条第３項の規定により、その出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与するものとする。

７　出土品のうち前２項に規定する取扱いにより国が保有し、又は地方公共団体に譲与したもの以外のも

のは、法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与するものとする。

（国が保有した出土品の貸付け）
８　図が保有した出土品について、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は、次の事項を確認した上、物晶の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより　当該出土品を貸し付けることができるものとする。
（ア）貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
（イ）当該出土晶の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること
（ウ）貸付けの期間中、当該出土品が、適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

（附則）
９　出土文化財取扱要領（昭和 55 年 2 月 21 日文化庁長官裁定）は、廃止する。

（６）国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

［平成８年７月12日
文化庁長官裁定］

国宝・重要文化財（美術工芸品等）の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないよう保存について細心の注意をはらわなければならない。

このため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要領に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断を行う必要がある。

１　公開をさけなければならないもの

き損の程度が著しく、応急処置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと。

２　公開の回数及び期間

⑴　原則として公開回数は年間２回以内とし、公開日数は延べ６０日以内とする。なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りではないこと。

⑵　たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにする必要があること。

３　公開のための移動

⑴ 原則として年間２回以内とし、移動に伴う環境の変化に十分な対応を行うとともに、重要文化財等の梱包又は移動の際の取扱いは慎重に行うこと。

⑵　材質がぜい弱であるもの又は法量（寸法）が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、き損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

４　陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

陳列、撮影、点検、梱包及び撤収に伴う重要文化財等の取扱いは、十分な知識と経験を有する学芸員が行うこと。

５　公開の方法

⑴ 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（法量（寸法）が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。

①展示ケースのガラス等は、十分な強度を有するものを使用すること。

②移動展示ケースは重心の位置を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。

⑵ 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

①展示ケース内の温湿度調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、適切な方法を採ること。

②巻子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角３０度以下にすること。

６　公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、有毒ガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行うとともに、温度及び湿度の急激な変化は極力避けるとともに、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

①　慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な慣らしの期間を確保すること。

② 温湿度の調整

温度は摂氏２２度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）

相対湿度は６０パーセント±５パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、５５パーセント以下を目安とすること。

なお、温湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び保存状態に応じて適切に判断すること。

③ 照度

イ 原則として、照度は１５０ルックス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開時期（露光時間）を勘案して照度をさらに低く保つこと。

ロ 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。

7 公開の協議

重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議すること。

（仮称）西部地域複合施設における文化拠点詳細計画

平成２３年（２０１１年）３月

編集・発行　豊島区 文化商工部 文化デザイン課
〒170-8422　豊島区東池袋1-18-1
TEL 03-3981-1111（代表）